

新型コロナウイルス感染症対策

8度目

申35号

に関する緊急申し入れ

5月14日に緊急事態宣言が39県において解除されました。しかし、東京都をはじめとした8都道府県では継続され、依然として予断を許さない状況であることに変わりありません。

会社は、5月13日に「発売見合わせ中の新幹線および在来線特急等の運転計画・指定席発売について」を公表し、5月28日以降の運転計画について新幹線を約6割運転、中央線・常磐線特急を約8割運転にするなど大幅に変更するとしています。しかし、「なぜ、この時期に減便するのか。判断が遅いのではないか」「緊急事態宣言の解除と逆行している」「緊急事態宣言が解除された中で減便すれば車内の3密が高まりリスクが増すのではないか」などの意見や疑問の声が多く出されています。

そのため、本部は8度目の新型コロナウイルスに関する緊急申し入れを本日提出しました。

1. 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第1版)」の制定を踏まえ、当社における対策や対応等の現改について明らかにすること。
2. 運転本数削減(5月13日公表)の理由と判断基準について明らかにすること。
3. 運転本数削減に伴う乗務員運用と勤務の取扱い等について明らかにすること。
4. 緊急事態宣言の継続を踏まえ、首都圏における通勤時間帯の列車本数の削減及び首都圏における全ての特別急行列車の運転とりやめを早急を実施すること。
5. 緊急事態宣言の解除を踏まえ、各地方における列車本数の削減は行わないこと。また、みどりの窓口の営業時間短縮や出改札業務等において縮小している業務については、通常どおりの業務体制に戻すこと。
6. 令和2年度新規採用社員の現時点の対応及び今後の考え方について明らかにすること。

前回の交渉内容は業務情報No82、この間の要求の正しさはNo83をご参照ください!